

令和6年佐久市教育委員会第7回定例会

日 時 令和6年7月23日（火）

午前10時00分～

場 所 佐久市役所南棟 大会議室

1 開 会

2 委員会諸般報告

3 会 議 事 項

（1）付 議 事 項

議案第37号 佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱の制定について

議案第39号 佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第40号 佐久市臼田文化センター運営委員会委員の委嘱について

議案第41号 佐久市立天来記念館協議会委員の委嘱について

議案第42号 佐久市スポーツ推進委員の委嘱について

議案第43号 佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会委員の選任について

（2）報 告 事 項

ア 教育委員協議会開催報告について

イ 令和6年佐久市議会第2回定例会の報告について

ウ 社会教育部所管行事の報告について

エ その他報告事項

（3）その他連絡事項等

ア 学校教育部所管行事の開催について

イ その他

4 閉 会

※次回開催予定 日時：令和6年8月26日（月）

午前10時00分～

場所：佐久市役所南棟 大会議室

議案第 37 号

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱の制定
について

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱を、別紙のとおり
制定する。

令和 6 年 7 月 23 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 7 月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱の制定 について

【制定理由】

これは、佐久市学校施設の長寿命化計画に基づき、佐久市立中込小学校の長寿命化改修を進めるに当たって、必要な事項について調査及び検討を行うための機関を設置するものであります。

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市学校施設の長寿命化計画に基づき、佐久市立中込小学校（以下「中込小学校」という。）の長寿命化改修を進めるため、佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。

- (1) 中込小学校の施設整備に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、中込小学校の長寿命化改修に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 中込小学校に在学する児童の保護者
- (2) 中込小学校が所在する地域の住民
- (3) 中込小学校を支援する団体等の代表者
- (4) 中込小学校の教職員
- (5) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育施設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第 39 号

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱の一部を
改正する要綱の制定について

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱の一部を改正する要綱
を、別紙のとおり制定する。

令和 6 年 7 月 23 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 7 月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱の一部を
改正する要綱の制定について

【改正理由】

これは、学校部活動の維持が困難になる前に、生徒の望ましい成長を保証できるように、地域における持続可能で多様な環境を一体的に整備し、将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことに関し必要な事項を定めるものであります。

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱の一部
を改正する要綱

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱（令和5年佐久市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会設置要綱

第1条中「スポーツ」の次に「・文化芸術」を加え、「運動部活動」を「学校部活動」に、「佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会」を「佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」に改める。

第2条中「運動部活動」を「学校部活動」に改める。

第3条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）文化芸術活動を行う者

第4条中「1年とする」を「委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までとする」に改める。

第8条中「社会教育部スポーツ課」を「教育委員会事務局社会教育部」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新旧対照表
○佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱（令和5年2月22日教委告示第5号）

新	旧
<u>佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会設置要綱</u> (設置) 第1条 佐久市立中学校（以下「市立中学校」という。）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、<u>学校部活動の在り方を検討する佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。 (任務) 第2条 協議会は、<u>学校部活動</u>の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。 (1) <u>学校部活動</u>の地域移行に係る方向性に関する事項 (2) <u>学校部活動</u>の地域移行に係る具体的施策に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>学校部活動</u>の地域移行に関し必要な事項 (組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。 (1)及び(2) 略 (3) <u>文化芸術活動を行う者</u> (4) 略 (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (任期) 第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の翌年度末までと	<u>佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱</u> (設置) 第1条 佐久市立中学校（以下「市立中学校」という。）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、<u>運動部活動の在り方を検討する佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会</u>（以下「協議会」という。）を設置する。 (任務) 第2条 協議会は、<u>運動部活動</u>の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。 (1) <u>運動部活動</u>の地域移行に係る方向性に関する事項 (2) <u>運動部活動</u>の地域移行に係る具体的施策に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>運動部活動</u>の地域移行に関し必要な事項 (組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。 (1)及び(2) 略 (3) 略 (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (任期) 第4条 委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者

新	旧
する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>教育委員会事務局社会教育部</u>において処理する。	の残任期間とする。 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>社会教育部スポーツ課</u>において処理する。

附 則 (令和 年 月 日教育委員会告示第 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第40号

佐久市臼田文化センター運営委員会委員の委嘱について

佐久市臼田文化センター条例（平成17年佐久市条例第216号）第9条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6年 7月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 7月 日
佐久市教育委員会

佐久市臼田文化センター運営委員（案）

（任期【残任期間】：令和6年8月1日～令和7年4月30日）

氏 ^{ふりがな} 名	住 所	所属等	新任・再任
たかはし 高橋 あや	佐久市田口	公民館報編集委員	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市臼田文化センター運営委員会
設置根拠	佐久市臼田文化センター条例
設置目的・趣旨	この運営委員会は、センターに関する必要な事項を協議するために設置され、センターの運営に関し、教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	社会教育部文化振興課文化施設係 電話 0267-62-5535 ファックス 0267-64-6132
その他	

委員名簿

任期 令和5年5月1日から2年間

役職	氏名	所属団体等
委員	三石 敏政	臼田文化協会会員
委員	清水 千枝子	パートナーシップ佐久
委員	田澤 直人	佐久市文化財保護審議会委員
委員	木継 正信	臼田文化協会会長
委員	依田 とく代	社会教育委員
委員	清水 彰	<u>公民館報編集委員</u>
委員	堀籠 英和	臼田中学校校長
委員	有賀 聡	臼田町商工会青年部長

（注）下線の委員を改任

議案第 4 1 号

佐久市立天来記念館協議会委員の委嘱について

佐久市立天来記念館条例（平成 1 7 年佐久市条例第 2 1 4 号）第 1 2 条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6 年 7 月 2 3 日
佐久市教育委員会教育長

令和 6 年 7 月 日
佐久市教育委員会

佐久市立天来記念館協議会委員（案）

（任期【残任期間】：令和6年4月1日～令和7年7月31日）

氏 ^{ふり} 名 ^{がな}	住 所	所属等	備考
木内 恵理子	佐久市志賀	元天来記念館長	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市立天来記念館協議会
設置根拠	佐久市立天来記念館条例
設置目的・趣旨	この協議会は、博物館法第20条の規定に基づき設置され、記念館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるとともに、教育委員会に対して意見を述べることができる。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	社会教育部文化振興課文化施設係 電話 0267-62-5535 ファックス 0267-64-6132
その他	

委員名簿

任期 令和5年8月1日から2年間

役職	氏名	所属団体等
委員	阿部 敏之	毎日書道会会員
委員	岩田 巖	書道教室講師
委員	<u>小林 一夫</u>	<u>元天来記念館長</u>
委員	小林 小百合	高校教諭（書道）
委員	原 芳雄	東公民館 書道教室講師
委員	比田井 恭子	比田井天来生家
委員	矢花 公子	天来画沙会会長
委員	依田 ますよ	天来史跡所有者

（注）下線の委員を改任

議案第42号

佐久市スポーツ推進委員の委嘱について

佐久市スポーツ推進委員規則（平成17年佐久市教育委員会規則第33号）
及び佐久市スポーツ推進委員選考基準に関する要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第13号）の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 6年 7月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 7月 日
佐久市教育委員会

佐久市スポーツ推進委員(案)

(任期:令和6年8月1日～令和8年7月31日)

ふりがな 氏名	住 所	所属等	新任 再任
いちかわ ひろかず 市川 博一	佐久市塚原	地域のスポーツ関係者 (少年野球コーチ、ママさんバレー監督)	新任
やなぎさわ はつお 柳沢 初夫	佐久市瀬戸	地域のスポーツ関係者 (ママさんバレーコーチ、ポールウォーキング指導)	新任

委員概要

名 称	佐久市スポーツ推進委員
規 定 等	スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号） 佐久市スポーツ推進委員規則 佐久市スポーツ推進委員選考基準に関する要綱
職 務	スポーツ推進委員とはスポーツ基本法第 32 条等に規定され、スポーツ推進のための事業実施に係る以下の職務を行う。 (1) スポーツの実技指導に関すること。 (2) スポーツ活動の促進のための組織の育成に関すること。 (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業の協力に関すること。 (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツの行事又は事業に対する協力に関すること。 (5) 住民のスポーツについての理解を深めることに関すること。 (6) 住民のスポーツ振興のための指導助言に関すること。
任 期 等	2 年間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日）
所 管 課	佐久市教育委員会 社会教育部 スポーツ課 スポーツ推進係
そ の 他	旧名称：佐久市体育指導委員

委員名簿

任期 令和 5 年 4 月 1 日から 2 年間

役 職	氏 名	競 技
委 員	岩月 直之	スケート、バスケットボール
委 員	大塚 寛美	ニュースポーツ
委 員	中西 久枝	バレーボール
委 員	志摩 拓海	野球
委 員	武田 吉弘	バレーボール、テニス
委 員	比田井 章	水泳、バレーボール、スケート
委 員	中野 由香	バドミントン、テニス、サッカー

役 職	氏 名	競 技
委 員	上原 和雄	ソフトテニス
委 員	山浦 陽二	ソフトボール
委 員	中澤 千彰	ソフトボール、野球
委 員	佐藤 美穂	3B 体操
委 員	秋和 政一	卓球
委 員	土屋 和美	バレーボール
委 員	田嶋 弘道	スキー、バドミントン
委 員	井出 雅丈	サッカー
委 員	今井 康好	スケート
委 員	竹田 珠美	バレーボール、バドミントン
委 員	相馬 喜代子	ジャズ体操

計 18 名

議案第43号

佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会委員の選任について

佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会設置要綱（令和5年佐久市教育委員会告示第5号）第3条の規定により、別紙のとおり選任する。

令和 6年 7月23日
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 7月 日
佐久市教育委員会

佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会委員（案）

（任期：令和6年8月23日～令和8年3月31日）

No.	氏 名	住所	所属等	新任・再任
1	はら たくお 原 拓男	佐久市岩村田	識見者（アテネオリンピックバスケットボール競技・女子選手団長、元教育長職務代理）	再任
2	みやじま たくろう 宮島 卓朗	佐久市岩村田	佐久市立浅間中学校長	再任
3	つかだ なおみち 塚田 直道	佐久市野沢	佐久市立野沢中学校長	再任
4	きたがいと ひろし 北垣内 博	佐久市平賀	佐久市立中込中学校長	再任
5	しばの たかし 芝野 崇	佐久市新子田	佐久市立東中学校長	再任
6	ほりごめ ひでかず 堀籠 英和	佐久市下越	佐久市立臼田中学校長	再任
7	さとう もとあき 佐藤 元昭	佐久市八幡	佐久市立浅科中学校長	再任
8	いじま ひろき 飯島 廣樹	佐久市協和	佐久市立望月中学校長	再任
9	いさか くらいち 伊坂 倉一	佐久市伴野	（特非）佐久市スポーツ協会会長	再任
10	おおつか ひろみ 大塚 寛美	佐久市清川	佐久市スポーツ推進委員会会長	再任
11	しのはら いちろう 篠原 一郎	佐久市布施	（特非）もちづき総合型クラブ理事長	再任
12	おぎはら かずあき 荻原 和章	佐久市協和	（特非）もちづき総合型クラブ （学校運動部活動指導士）	再任
13	つちや たけし 土屋 岳	佐久市東立科	岸野スポーツクラブ会長	再任

14	はら あきお 原 暁生	佐久市塚原	佐久平バレーボール協会総務委員長	再任
15	ひらばやし てるよし 平林 照義	佐久市下越	佐久バスケットボール協会副会長	再任
16	ぬまた ひろと 沼田 浩人	佐久市原	佐久サッカー協会 (（特非）佐久市スポーツ協会 サッカー部 部長)	再任
17	こがねざわ しげき 小金澤 茂喜	佐久市臼田	佐久地区剣道連盟副会長	再任
18	こばやし ひであき 小林 英明	佐久市野沢	佐久レーレルコール事務局長、元野沢中学校 合唱部部活動指導員	再任
19	おぎはら かねこ 荻原 周子	佐久市猿久保	合唱指導者、元佐久市教育委員会教育委員	再任
20	ゆい まさし 由井 正史	小諸市与良町	長野県観光スポーツ部スポーツ振興課現地駐 在スポーツ指導主事（東信教育事務所内）	再任
21	でぐち てつろう 出口 哲朗	長野市大字南長野	長野県教育委員会事務局保健厚生課教育主幹 兼学校体育係長	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会
設置根拠	佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会設置要綱
設置目的・趣旨	この協議会は、学校部活動の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。 （１）学校部活動の地域移行に係る方向性に関する事項 （２）学校部活動の地域移行に係る具体的施策に関する事項 （３）前２号に掲げるもののほか、学校部活動の地域移行に関し必要な事項
設置年月日	令和５年４月１日
所管課	佐久市教育委員会 社会教育部 スポーツ課 スポーツ推進係 電話 0267-62-4004 ファックス 0267-63-0480
その他	

委員名簿

任期 令和６年４月１日から１年間

役職	氏名	所属団体等
委員	原 拓男	識見者（アテネオリンピックバスケットボール競技・女子選手団長、元教育長職務代理）
委員	宮島 卓朗	佐久市立浅間中学校 校長
委員	塚田 直道	佐久市立野沢中学校 校長
委員	北垣内 博	佐久市立中込中学校 校長
委員	芝野 崇	佐久市立東中学校 校長
委員	堀籠 英和	佐久市立臼田中学校 校長
委員	佐藤 元昭	佐久市立浅科中学校 校長
委員	飯島 廣樹	佐久市立望月中学校 校長
委員	伊坂 倉一	（特非）佐久市スポーツ協会 会長
委員	大塚 寛美	佐久市スポーツ推進委員 会長
委員	篠原 一郎	（特非）もちづき総合型クラブ 理事長

委員	荻原 和章	<u>(特非) もちづき総合型クラブ</u> <u>(学校運動部活動指導士)</u>
委員	土屋 岳	<u>岸野スポーツクラブ 会長</u>
委員	原 暁生	<u>佐久平バレーボール協会 総務委員長</u>
委員	平林 照義	<u>佐久バスケットボール協会 副会長</u>
委員	沼田 浩人	<u>佐久サッカー協会 ((特非) 佐久市スポーツ協会 サッカー部 部長)</u>
委員	小金澤 茂喜	<u>佐久地区剣道連盟 副会長</u>
委員	小林 英明	<u>佐久レーレルコール 事務局長、</u> <u>元野沢中学校合唱部活動指導員</u>
委員	荻原 周子	<u>合唱指導者、</u> <u>元佐久市教育委員会教育委員</u>
委員	由井 正史	<u>長野県観光スポーツ部スポーツ振興課</u> <u>現地駐在スポーツ指導主事 (東信教育事務所内)</u>

(注) 下線の委員を再任

計 20 名